2013 年度 安全衛生分科会における年度目標の中間評価について

2013 年度の目標として安全衛生分科会において設定した年度目標について、 当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

(安全衛生分科会において設定された年度目標の動向)

○ 労働災害による死亡者数(2013年度目標:2012年比5%減少)

2013年の労働災害による死亡者数(1~10月)(11月末時点の速報値)は、749件と前年同期(818件)と比べ、9.5%減少しており、現在のところ、目標(5%減)を上回る状況である。

建設業では、死亡者数が 250 件と前年同期と比べて 12.5%減少してはいるものの、いわゆる国土強靱化基本法の成立などに伴い、更なる建設需要の増加が見込まれ、労働災害の増加が懸念されることから、建設工事の発注機関、建設業関係団体等との協議の場を設ける等の連携強化を通じて、新規参入者教育等の取組を強力に推進するなど、引き続き労働災害防止対策を推進していく。

O 労働災害による休業 4 日以上の死傷者数 (2013 年度目標: 2012 年比 5 %減少)

2013年の労働災害による休業4日以上の死傷者数(1~10月)(11月末時点の速報値)は、86,608件と前年同期(88,320件)と比べ、2.5%の減少にとどまり、目標(5%減)の達成が危ぶまれる状況である。

特に、第三次産業では、1.8%減と減少率が不十分であることから、対策を 一層推進するため、安全担当者を配置し、必要な安全対策の実施を求める事 業者向けのガイドラインを策定し、普及啓発を図る。

さらに、陸上貨物運送事業では、前年比 2.4%増となっており、4年連続での増加が危惧されることから、2013年に策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策のほか、国土交通省が策定する予定の「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を含め、荷役作業が行われる荷主等の事業場での対策の徹底を図っていく。

2013 年度中間評価

評価シート

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

関連する 2020 年までの目標

○ 労働災害発生件数3割減(129,026件(2008年)を基準)

| 項目 | 3 | 2011 年度 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2011 年度 | 2012 年度 | 2013 年度 |
|------|----|------------|------------|---------|----------|-----------|-----------|
| | | 実績 | 実績 | 目標 | 速報値 | 速報値 | 速報値 |
| | | | | | (1~10月) | (1~10月) | (1~10月) |
| ① 労働 | 災害 | 1, 024 人 | 1, 093 人 | 前年比 | 749 人 | 818 人 | 740 人 |
| によ | る死 | | | 5%減 | | | (9.5%減) |
| 亡者 | 数 | | | | | | |
| ② 労働 | 災害 | 117, 958 人 | 119, 576 人 | 前年比 | 86,608 人 | 88, 320 人 | 86, 153 人 |
| によ | る休 | | | 5%減 | | | (2.5%減) |
| 業 4 | 日以 | | | | | | |
| 上の | 死傷 | | | | | | |
| 者数 | Ţ | | | | | | |

(備考)

※ 目標値と実績値は暦年設定

2011年度の「②労働災害による休業4日以上の死傷者数の速報値」は、東日本大震災を直接の原因とする災害を含む

2013 年度目標設定における考え方

〇 死亡災害件数 前年比5%減(2012年:1,093件)

第 12 次労働災害防止計画の目標(死亡災害撲滅を目指して、2017 年までに 2012 年比で 15%減)を達成するため、初年度である 2013 年は、2012 年が前年比増だったことも踏まえ、大きく減らすことを目指す。

〇 休業4日以上の死傷災害件数 前年比5%減(2012年:119,576件) 第12次労働災害防止計画の目標(2017年までに2012年比で15%減)を達成するため、初年度である2013年は、2012年まで3年連続で増加中であることも踏まえ、大きく減らすことを目指す。

施策実施状況

①労働災害による死亡者数

第 12 次労働災害防止計画において「重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種」としている建設業と製造業に対して、各業種の状況に応じて、以下のとおり施策を実施した。

建設業

東日本大震災からの復旧・復興工事が増加しているとともに、今後も、緊急 経済対策を受けて、全国的に工事量の増加が予想されるため、人材不足等により、人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念された。

そのため、事業者に対する指導、建設現場の巡回指導はもちろん、新たに建設業へ就労する労働者に加えて、職長、現場の管理監督者に対する安全衛生教育の支援等を実施するなど、各建設現場での統括安全衛生管理の徹底を図った。また、墜落・転落災害が災害の労働災害発生件数の3割以上を占めていることから、様々な場所からの墜落・転落防止対策を推進した。

また、復旧・復興工事等において多数使用され、労働災害が増加していた鉄骨切断機等について、車両系建設機械の解体用機械に追加する規則等の改正を行い、その周知徹底を図った。

さらに、建設業における死傷者数について、平成25年10月末時点の速報値で、前年同期比0.3%減と前年とほぼ同じとなり、3年連続の増加となりかねない状況となったことから、11月14日に、全国建設業協会等3団体に対し、労働災害防止対策の強化について要請を行った。

製造業

製造業での労働災害のうち、食料品加工機械について、年間 2000 件程度の 労働災害が発生していて、その中でも切断、巻き込まれ災害が多いことから、 切断、巻き込まれ災害の防止対策の措置を義務とする規則改正を行い、その周 知徹底を図った。

②労働災害による休業労働災害による休業4日以上の死傷者数

第 12 次労働災害防止計画において「労働災害件数を減少させるための重点 業種」としている第三次産業と陸上貨物運送事業に対して、各業種の状況に応 じて、以下のとおり施策を実施した。

第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)

第三次産業で発生する労働災害は、転倒災害や災害性腰痛など、日常生活でも起こりうるものが多くを占め、職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このため、労働基準監督署において、安全衛生管理体制の確立、経営トップの参画、安全衛生教育の徹底、危険箇所の見える化を図る等を指導することにより、まずは、労働者・事業者の安全意識の高揚を図った。その際、特に労働災害件数の多い小売業、社会福祉施設、飲食店を重点業種とした。

また、6月に「職場における腰痛予防指針」を19年振りに改訂し、介護・ 看護作業の適用範囲について、重症心身障害児施設等における介護作業のみか ら、福祉・医療等における介護・看護作業全般に拡大する等を行い、指針の普 及啓発を図った。

陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における労働災害のうち、作業種類別では荷役作業時が全体の7割を占めている。そのため、荷役作業時の災害を重点対象とし、具体的には、3月に策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を図り、陸運事業者に指導を行うとともに、荷主等への要請指導を行った。こうした施策を実施したものの、2013年10月末時点の速報値で、前年同期比2.4%の増加となり、4年連続で労働災害が増加となる可能性が高いという極めて憂慮すべき事態となったことを踏まえ、2013年11月14日に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と公益社団法人全日本トラック協会に対して、労働災害防止対策の徹底を内容とする緊急要請を行った。

その他

近年、急速に導入が進んでいる車両系木材伐出機械等による労働災害の防止 を図るため、これらの機械等の使用上の安全対策、運転業務従事者への特別教 育を義務付ける規則改正を行った。

2013 年度中間評価段階における施策実施状況に係る分析

①労働災害による死亡者数

10 月末時点の速報値は、前年同期比で以下のとおりである。

全産業

9.5%減(818人 → 740人)

第 12 次労働災害防止計画の重点業種別の状況は次のとおりである。

建設業

13.2%減(288人 → 250人)

・製造業

4.6% 増 (151 人 → 158 人)

全産業の死亡者数は大幅に減少している。

建設業における減少が顕著である一方、製造業では増加している。

②労働災害による休業4日以上の死傷者数

10 月末時点の速報値は、前年同期比で以下のとおりである。

・全産業 2.5%減(88,320人 → 86,153人)

第12次労働災害防止計画の重点業種別の状況は次のとおりである。

- ・第三次産業 1.8%減(37,545人 → 36,864人)
- ・陸上貨物運送事業 2.4%増(10,310人 → 10,560人)

全産業の死傷者数は減少に転じている。

第三次産業において減少に転じているが、その詳細を見ると、小売業が 4.0%の減少 $(9,458 \to 9,083 \to 1.8\%$ の増加 $(3,127 \to 3,182 \to 1.8\%)$ となっている。 陸上貨物運送事業では増加しており、4年連続での増加が危惧される。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

①労働災害による死亡者数

死亡災害については、740件と、平成24年同時期比で9.5%の減少となっており、引き続き、着実に対策を推進する必要がある。

建設業については、13.2%減と大幅に死亡災害が減少しており、引き続き、 建設需要の増加等に応じて適時適切に対策を実施していく必要がある。

製造業については、4.6%増と死亡災害が増加しており、特に件数の多いは さまれ・巻き込まれ災害の防止に着目して対策を充実していく必要がある。 具体的には、次の通り対策を推進していく。

建設業

建設業では、東日本大震災からの復旧・復興工事の増加や、いわゆる国土強靭化基本法の成立に加え、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた各種工事の開始により、建設投資の拡大が予想され、景気回復による民間投資の増加と相まって、全国的に人材不足等が深刻になり、それに伴い、人材の質の維持や現場管理に支障が生じ、労働災害が更に増加することが懸念される。

このため、建設工事の発注機関、建設業関係団体等との協議の場を設ける等の連携強化を通じて、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底、新規参入者教育等の取組を強力に推進する。

また、墜落・転落災害防止について引き続き対策を進めるほか、斜面崩壊による災害防止について新たにガイドラインを示す等対策の強化を図る。

製造業

製造業においては、死亡災害が前年比で増加しており、死亡災害のうち約1 /3を占める、機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止を進めるため、 欠陥のある機械の流通防止がさらに促進されるよう、機械メーカー等に対する 欠陥機械の回収・改善命令や要請をさらに実施するとともに、回収・改善の進ま ない欠陥機械の広報の促進により回収・改善を促進する。

機械メーカー等による機械の設計、製造段階のリスクアセスメントや機械の危険情報の提供の促進を図るため、機械安全の人材育成を促進する。

なお、年間約2,000件の死傷災害が発生している食品加工用機械の災害防止 を図るため改正労働安全衛生規則の周知徹底をさらに図る。

②労働災害による休業労働災害による休業4日以上の死傷者数

景気の回復ともあわせて、平成22年から平成24年まで、3年連続で労働災害が増加してきたが、平成25年は、10月末時点で、休業4日以上の死傷者は86,153人と前年同時期に比べて2,167人(2.5%)減少している。

景気が緩やかに回復しつつある中でも、昨年の労働災害が減少しているのは、平成24年9月に全187団体宛に災害防止のための緊急要請を行ったことや、災害増加の動向を踏まえて昨年2月に第12次労働災害防止計画を策定し、計画に基づき施策に取り組むとともに、平成25年度の地方行政運営に当たって労働災害を減少させる取組を最重点課題として取り組んだ効果があったものと考えている。

しかしながら、年間目標に照らして減少率は不十分であり、次のとおり、業種の特性に応じた労働災害防止対策を加速していく必要がある。

第三次産業は 2.5%減と全体でも減少率が不十分であるが、小売業が 4.0%減 と順調なほかは、社会福祉施設は 4.9%と顕著な増加、飲食店が 1.8%の増加と 厳しい状況にあり、対策を一層推進するため、事業場における安全管理体制の 充実を図っていく。

陸上貨物運送事業は、2.4%増と4年連続が危惧される憂慮すべき事態である。休業4日以上の災害のうち7割を占める荷役災害の防止を一層促進するため、荷役作業が行われる荷主等の事業場での対策の徹底を図っていく。

第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)

第三次産業の安全管理者の選任が義務付けられていない業種において、事業場の安全管理体制の構築を図るため、安全担当者を配置し、必要な権限を付与した上で職務を遂行させるよう、ガイドラインを策定するとともに、安全推進者の必要性に関する周知及びその選任等の勧奨を積極的に行う。第三次産業の

中でも、特に労働災害件数の多い小売業、社会福祉施設、飲食店を重点業種とする。

特に、災害増加の顕著な社会福祉施設に対しては、労働基準監督署において 件数が多く増加の見られる転倒災害や腰痛災害に関する指導を行うだけでな く、「職場における腰痛予防対策指針」に関する講習会を実施する。

また、災害の増加している飲食店については、転倒災害、切れ・こすれ災害、 高温・低温の物との接触災害が7割を占めているため、平成25年に本省で行った自主点検結果等をもとに、労働基準監督署で事業場に対する指導を実施する。

陸上貨物運送事業

4年連続で災害が増加することが懸念され、経済情勢の好転に伴う物流量の増加が予想される陸運事業については、荷役災害に着目して、引き続き、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」による対策が講じられるよう、陸運事業者に対して集団指導、個別指導等を実施することに加え、様々な事業場への個別指導の機会も捉え、ガイドラインの要請指導を徹底する。加えて、荷主等に対し、国土交通省が策定する予定の「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の普及を促進する。

分科会委員の意見

- ・第 12 次労働災害防止計画に記載されている建設業の関係請負人へ施工時の 安全衛生を確保するための必要な経費が確実に渡るようにする施策の具体 化を進めること。
- ・安全管理者の選任が義務付けられていない業種における安全担当者の設置等に関するガイドラインの策定をはじめ、第三次産業の安全管理体制の充実・強化にあたっては、勤続年数が比較的短く、安全衛生教育を受ける機会の少ない傾向にある非正規労働者の割合が高い同産業の実態を十分踏まえるべき。